

○東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成二六年一〇月一〇日

規則第一五一号

改正 平成二八年五月三十一日規則第一八三号

平成三一年三月二九日規則第八六号

令和二年一月二二日規則第四号

令和五年三月三十一日規則第五五号

令和六年三月二九日規則第一〇九号

令和七年三月三十一日規則第一〇五号

令和七年一〇月一七日規則第一六〇号

令和八年七月一日規則第一二五号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年東京都条例第百二十二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(学級の編制の基準)

第三条 条例第五条第二項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一学級の園児数は、三十人以下とする。
 - 二 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。
- (令八規則一二五・一部改正)

(職員の配置の基準)

第四条 条例第六条第一項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(以下この号において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一を超えない範囲で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 二 幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、そ

の保育。以下同じ。)に直接従事する職員(以下「直接従事職員」という。)として、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上の職員を置かなければならない。この場合において、直接従事職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
備考	
一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第三項に規定する保育士登録(以下「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、直接従事職員の数をいう。 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。	

(令六規則一〇九・令七規則一六〇・令八規則一二五・一部改正)

(設備の基準)

第五条 条例第七条第三項に規定する規則で定める基準は、保育室等を二階に設ける場合にあっては園舎が第一号、第二号及び第六号に、条例第七条第二項の規定により園舎を三階建て以上とし、保育室等を三階以上に設ける場合にあっては園舎が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
- 二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備を一以上設けていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。))を通じて連絡することとし、かつ、同項

		第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)
	2	建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 幼保連携型認定こども園の調理室(次の要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画していること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。

五 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備を設けていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。

八 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施していること。

2 前項の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

(平二八規則一八三・令二規則四・一部改正)

(園舎及び園庭の面積)

第六条 条例第七条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートル

	を単位とする。)
--	----------

ロ 満三歳未満の園児数に応じ、次条の規定により算定した面積

二 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

イ 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積

(1) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)
三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)

(2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積)

第七条 条例第八条第五項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 乳児室又はほふく室の面積 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 保育室又は遊戯室の面積 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

(保育時間等)

第八条 条例第十条第三項に規定する規則で定める基準は、開園日については、原則として日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除いた日とし、開園時間については、原則として十一時間とする。ただし、幼保連携型認定こども園は、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて開園日及び開園時間を定めるものとする。

(調理設備の基準の特例)

第九条 条例第十九条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 園児に対し食事を提供する責任を有する当該幼保連携型認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、特別区若しくは市町村等の栄養士又は管理栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務を受託する者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣

旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 調理業務を受託する者については、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 幼保連携型認定こども園は、食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(令七規則一〇五・一部改正)

(避難訓練及び消火訓練の実施)

第十条 条例第二十二條第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 施行日から起算して五年間は、第四条の規定にかかわらず、条例附則第三項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

3 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における第四条第二号の規定の適用については、同号の表備考一中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(令二規則四・令七規則一〇五・一部改正)

4 施行日から起算して十五年間は、第四条第二号に規定する職員について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第五条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。

一 学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。

二 教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員は、六割以上の者が登録を受けた常勤の職員とする。

三 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。

(令二規則四・令七規則一〇五・一部改正)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園(当該幼稚園の運営の実績その他により適正な運営が

確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第五条、第六条第二号及び第七条第二号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五 条	第一号、第二号及び第六号に	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるものであり												
第六 条第 二号	イ 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積 (1) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>二学級以下</td><td>三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td></tr></table> (2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)	三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)	イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>二学級以下</td><td>三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td></tr></table>	学級数	面積	二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)	三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)
学級数	面積													
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)													
三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)													
学級数	面積													
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)													
三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)													
第七 条第 二号	満二歳以上の園児	条例第十条第一項第二号に規定する教育時間以外について、満二歳以上の園児												

6 施行日の前日において現に保育所(当該保育所の運営の実績その他により適正な運営が

確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第五条並びに第六条第一号及び第二号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五 条	第一号、第二号及び第六号に	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第四十七号)第十四条第一号、第二号及び第六号に						
第六 条第 一号	イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>一学級</td><td>百八十平方メートル</td></tr><tr><td>二学級以上</td><td>三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td></tr></table>	学級数	面積	一学級	百八十平方メートル	二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)	イ 満三歳以上の園児数に応じ、第七 条の規定により算定した面積
学級数	面積							
一学級	百八十平方メートル							
二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)							
第六 条第 二号	イ 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積 (1) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>二学級以下</td><td>三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数</td></tr></table>	学級数	面積	二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数	イ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積		
学級数	面積							
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数							

		値の面積(平方メートルを単位とする。)	
	三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)	
	(2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積		

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に第六条第二号イの面積以上の園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所の面積を同号の園庭の面積とすることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に、かつ、日常的に利用できる場所であること。
- 三 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第四条第二号前段の規定により必要となる直接従事職員の数が一人となる場合には、当分の間、同号の規定により置かなければならない直接従事職員のうち一人は、同号の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

(平二八規則一八三・追加)

9 第四条第二号の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則一八三・追加、令八規則一二五・一部改正)

10 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じた直接従事職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員に応じて第四

条第二号の規定により置かなければならない直接従事職員の数(以下この項において「規定職員数」という。))を超える場合における同号の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じた直接従事職員の総数から、規定職員数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則一八三・追加)

- 11 第四条第二号の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。))をもって代えることができる。この場合において、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(令五規則五五・追加)

- 12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(令五規則五五・追加)

- 13 附則第九項から第十一項までの規定により第四条第二号の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、常時同号の規定により置かなければならない直接従事職員の数の三分の一を超えてはならない。

(平二八規則一八三・追加、令五規則五五・旧第十一項繰下・一部改正)

- 14 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第六十六号)第三条の規定による主務大臣が指定する地域における第七条第一号の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同号中「あること」とあるのは、「あること。ただし、年度の途中で満二歳未満の園児の年齢別定員の合計を超えて入園させる場合は、満二歳未満の園児一人につき二・五平方メートル以上とすることができる」と読み替えるものとする。

(平三一規則八六・追加、令二規則四・一部改正、令五規則五五・旧第十二項繰下)

附 則(平成二八年規則第一八三号)

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則(平成三一年規則第八六号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第四号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項及び附則第十二項

の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年規則第五五号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則(令和六年規則第一〇九号)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第四条第二号の表の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第四条第二号の表の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則(令和七年規則第一〇五号)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年規則第一六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和八年規則第一二五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、この規則による改正後の東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第三条第一号の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。